

## 進級卒業の認定基準及び評定値算定基準（昼間課程）

1 進級卒業認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 各学年ともに、各課目の授業時間数の3分の2以上（実習及びコース制課目においては5分の4以上）の出席をしなければならない。
- (2) 中間試験及び期末試験において、必修課目、選択課目とも100点満点中60点以上を合格とする。
- (3) 中間試験及び期末試験において60点に満たない課目については、追試験を行い60点以上を合格とする。なお、追試験において60点以上であっても、素点は60点とする。
- (4) 追試験において不合格となった課目については、特別補習授業を受けることができる。その可否は、学習の成果を総合的に勘案して決定する。この場合の合格点は60点とする。
- (5) 特別の事情で単位充足が困難な場合は、相当の補講（補習授業）を行うことができる。ただし、補講における学習成果の認定は、認定会議で行う。

2 学籍簿の表記は次のとおりとする。

- (1) 「試験」欄には、各学期の中間試験及び期末試験の素点の平均を記載する。この場合において、平均点は小数点第1位を切り捨てとする。
- (2) 「評定」欄、「学習の所見」欄及び「行動の所見」欄は、下記3の「学籍簿の算定基準」に準じて表記する。

3 学籍簿の評定の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 評定は5段階とし、「5、4、3、2、1」とする。
- (2) 中間試験及び期末試験において60点以上の者の評定については、下記のとおりとする。ただし、授業態度を加味する。

素点	評定
100点 ～ 90点	5
89点 ～ 76点	4
75点 ～ 60点	3

- (3) 中間試験及び期末試験において60点に満たなかった赤点者その他の評定については、下記のとおりとする。

教科課目毎の素点等	評定
試験で59点以下、追試合格者、年間追試回数1回の者	3

試験で 59 点以下、追試合格者、年間追試回数 2 回の者	2
試験で 59 点以下、追試不合格者、特別補習授業点数が 60 点の者	2
試験で 59 点以下、追試不合格者、特別補習授業不合格の者	1 (不認定)

(4) 進級及び卒業の認定会議資料における「学習の所見」は、A、B 又は C で判定する。

内容	評定
学習意欲・作品の完成度	A～C

(5) 進級及び卒業の認定会議資料における「行動の所見」は、A、B 又は C で判定する。

ア 実習及びコース制授業以外の課目は、下記のとおり出席率で換算した欠課時数で判定する。

評定	出席率	欠課時数		
		30 時間課目	60 時間課目	90 時間課目
A	90%以上	3 時間以内	6 時間以内	9 時間以内
B	89%～80%	4 時間～6 時間	7 時間～12 時間	10 時間～18 時間
C	79%～66%	7 時間～10 時間	13 時間～20 時間	19 時間～30 時間

イ 美容実習及びコース制は、下記のとおり出席率で換算した欠課時数で判定する。

評定	出席率	美容実習		コース制
		1 年 510 時間	2 年 390 時間	150 時間
A	92.7%以上	37 時間以内	28 時間以内	10 時間以内
B	92.6%～ 83.5%	38 時間～84 時間	29 時間～64 時間	11 時間～24 時間
C	83.4%～80%	85 時間～102 時間	65 時間～78 時間	25 時間～30 時間

ウ 上記ア及びイにおける判定「A、B 及び C」は、授業態度を加味した上での判定とする。

(6) 「学習の所見」及び「行動の所見」の判定が次の場合、成績の評定は下記のとおりとする。

学習の所見	行動の所見	評定の変動
A	A	1段階上がる
C	C	1段階下がる

附 則

この基準は平成 25 年 4 月入学生から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 29 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 29 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 31 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、令和元年 6 月 20 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。